

第66回札幌市緑の審議会

会 議 録

日 時：平成26年6月23日（月）午後1時30分開会
会 場：ホテルモントレエーデルホフ札幌 12階 ルセルナホール

1. 開 会

○事務局（山縣みどりの推進課長） 定刻となりましたので、ただいまから、第66回札幌市緑の審議会を開催いたします。

私は、みどりの推進課長の山縣と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、会長、副会長を選任していただくまでのしばらくの間、私が進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

札幌市役所では、ただいま、クールビズを実施しておりますので、ネクタイ、上着などはご自由にお外してください。

また、今月いっぱいまで、緑の募金の期間でございますので、机の上に緑の羽根を置かせていただいております。よろしければご着用をお願いいたします。

議事に入ります前に、出席委員数の報告をさせていただきます。

本日は、石垣委員、久保田委員からは欠席される旨の連絡をいただいております。

また、池上委員がおくられるということでございます。

出席委員数は、委員17名中14名と過半数に達しておりますので、札幌市緑の保全と創出に関する条例施行規則第67条第3項の規定により、この会議が有効に成立していることをご報告いたします。

2. 挨拶

○事務局（山縣みどりの推進課長） それでは、審議会の開会に当たりまして、札幌市環境局みどり環境担当局長の今井啓二からご挨拶を申し上げます。

○今井みどり環境担当局長 札幌市みどり環境担当局長の今井でございます。

第66回札幌市緑の審議会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶申し上げます。

本日の審議会は、前回からおよそ2年3カ月ぶりの開催ということで、委員の皆様におかれましては、ご多用の中をご出席いただき、厚く御礼申し上げます。

また、日ごろから、札幌市の緑化行政にご理解、ご支援をいただいておりますことに、この場をおかりしまして、心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、札幌市では、これまでも、公園や街路樹の整備、樹林地の保全創出など、市民の皆様方とともに、潤いと安らぎのあるまちの実現を目指して、緑づくりの取り組んでまいりました。しかしながら、昨今、少子高齢化の進行、地球温暖化等の環境問題、防災、安全・安心への関心の高まりなど、社会情勢の変化によりまして、緑が果たす役割も多様化している状況でございます。

こうした中、とりわけ札幌市の都市公園は、整備後30年以上を経過した公園が約6割を占めており、さらに、10年後には急速に老朽化が進む状況でございます。高度経済成長期に集中的に整備しました社会資本につきまして、効率的かつ戦略的な施設の更新、維持管理は、札幌市のみならず、全国的に喫緊の課題となっているところでございます。

また、大変残念なことですけれども、この4月に、市内の公園の遊具で遊んでいる子どもが事故に遭いまして大変な重傷を負ったという痛ましい事故が生じております。現在、

札幌市では、再発防止策の検討を進めているところでございますが、これまで以上に安全・安心な公園づくりを進めていくためにも、委員の皆様も専門的知見、そして、豊かな経験に基づくご助言をいただくことが必要不可欠と考えているところでございます。

本日は、次第にございますように、緑保全創出地域の種別変更、保存樹木の指定、そして、長寿命化計画策定に向けた基本方針につきまして、皆様にご審議を賜ることとなっております。

最後に、委員の皆様におかれましては、今後とも、札幌市の緑化行政にお力添えとご協力をお願い申し上げます。簡単でございますけれども、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

3. 委員紹介

○事務局（山縣みどりの推進課長） 続きまして、本日は、第18次緑の審議会の第1回目の会議でございますので、委員のご紹介に移りたいと思います。

大変恐縮ではございますが、自己紹介の形でお願いしたいと存じます。

お席の順に、お名前、所属団体、ご専門分野などをお話しくださいますよう、お願いいたします。

それでは、飯田委員からお願いいたします。

○飯田委員 森林総合研究所の飯田と申します。

森林育成研究グループ長をしております。主に森林生態や林業を専門にしております。よろしくお願いいたします。

○池上委員 札幌商工会議所女性会会長の池上と申します。

池上学院高等学校の校長をしております。

緑については、生徒とともに、木々を植えたり、桜の森にも生徒とともに رفتりしながら学んでいるつもりでございます。よろしくお願いいたします。

○石丸委員 公募委員の石丸美子と申します。

現在は、精神福祉の施設で緑の担当をしております。よろしくお願いいたします。

○上田委員 札幌市立大学の上田と申します。

大学では、造園の担当で、近年は観光や地域づくりの授業を行っております。個人的には、今、樹木葬墓地の研究をしております。そういったところでも、今後、何かできることがあればと思っています。よろしくお願いいたします。

○大高委員 公募委員の大高と申します。

特別、専門的分野は持っておりませんので、どれぐらいアドバイスできるかわかりませんが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○小篠委員 北海道大学工学研究院の小篠と申します。

専門は、都市計画、都市デザインでございます。よろしくお願いいたします。

○近藤委員 北海道大学農学研究員の近藤と申します。

専門は、造園、緑化、緑地関係でございます。よろしくお願いいたします。

○椎野委員 北海道科学大学の椎野と申します。

専門は造園学で、公園の利用や子どもの遊び場などについて調査研究をしております。よろしくお願いいたします。

○新海委員 一般社団法人北海道建築士会の新海と申します。

建築士会では、女性委員会の委員として活動しておりまして、北海道から委託を受けて、高校生などに向けて住教育に取り組む活動をしております。よろしくお願いいたします。

○高橋委員 公募委員、不動産鑑定士の高橋浩子と申します。よろしくお願いいたします。

○三上委員 北海道大学の三上と申します。

高等教育推進機構というところに所属しています。専門は、環境社会学と科学技術コミュニケーションです。よろしくお願いいたします。

○森本委員 北海道大学農学研究院の森本と申します。

専門は、森林生態系管理学及び景観生態学です。よろしくお願いいたします。

○安永委員 札幌弁護士会所属の弁護士の安永と申します。よろしくお願いいたします。

○山田委員 日本野鳥の会札幌支部で支部長をしております山田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○山本委員 北海学園大学工学部社会環境工学科の山本と申します。

専門は、水環境、特に水質に関してでございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（山縣みどりの推進課長） ありがとうございます。

4. 事務局紹介

○事務局（山縣みどりの推進課長） 次に、事務局職員の紹介をさせていただきます。

○事務局（北原みどりの推進部長） みどりの推進部長の北原と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（長谷川みどりの施設担当部長） みどりの施設担当部長の長谷川と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（西みどりの活用担当課長） みどりの活用担当課長の西と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（東山みどりの管理課長） みどりの管理課長の東山と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（阿部造園担当課長） 造園担当課長の阿部と申します。よろしくお願いいたします。

◎配付資料の確認

○事務局（山縣みどりの推進課長） 次に、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、一番上が配付資料の一覧表でございます。次に、第66回札幌市緑の審議会次第、座席表、第18次札幌市緑の審議会委員名簿、資料1札幌市緑の審議会について、資料2

札幌市緑の保全と創出に関する条例、資料3 札幌市緑の保全と創出に関する条例施行規則、議案1 緑保全創出地域の種別変更について、議案2 保存樹木の指定について、議案3 札幌市公園施設長寿命化計画の策定に向けた公園施設の基本的な考え方について、以上をお配りしております。

ご確認の上、資料に不備がありましたらお申し出ください。

よろしゅうございますでしょうか。

5. 会長・副会長の選出

○事務局（山縣みどりの推進課長） 続きまして、議題に入ります前に、第18次札幌市緑の審議会の会長及び副会長の選出を行いたいと思います。

選出につきましては、札幌市緑の保全と創出に関する条例施行規則第66条第1項に、会長及び副会長は委員の互選によることと規定されております。

そこで、委員の皆様の中から、どなたかご推薦をいただきたいと存じますが、ご意見はございますでしょうか。

○小篠委員 前回の審議会から随分時間がたっていると思いますけれども、どなたが会長、副会長をなさっていたか、教えていただけませんかでしょうか。

○事務局（山縣みどりの推進課長） 前回の審議会では、近藤委員に会長を、椎野委員に副会長をお願いしておりました。

○小篠委員 それでは、前回同様に、会長は近藤委員に、副会長は椎野委員をお願いすることではいかがでしょうか。

○事務局（山縣みどりの推進課長） ただいま、会長には近藤委員、副会長には椎野委員がよろしいのではというご意見を頂戴いたしました。皆様、いかがでございますでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（山縣みどりの推進課長） それでは、近藤委員、椎野委員、会長、副会長をお引き受けいただけますでしょうか。

○近藤委員 わかりました。お引き受けいたします。

○椎野委員 はい。

○事務局（山縣みどりの推進課長） ありがとうございます。

それでは、会長は近藤委員に、副会長は椎野委員をお願いしたいと存じます。

それでは、近藤会長と椎野副会長は、会長、副会長の席へ移動をお願いいたします。

〔会長、副会長は所定の席に着く〕

○事務局（山縣みどりの推進課長） それでは、これからの会議進行につきましては、近藤会長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

6. 議 事

○近藤会長 では、早速、審議に入っていきたいと思います。

まず初めに、今後の審議会の進め方について、委員の皆様にご了解をいただきたいと思
います。

まず、会議録の作成と公開についてです。

会議録の作成は、事務局をお願いいたしまして、後日、各委員の皆様にご配付していただ
きますようお願いいたします。

また、会議録は、各委員の皆様にご確認していただいた後、札幌市みどりの推進部のホ
ームページにおいて公開することを考えておりますので、あわせてお願いいたします。

次に、審議会の公開と傍聴のルールについてでございます。

この会議は、公開としまして、会議中は静粛を保っていただいて、議事の妨げになる場
合には、会長の権限で退席を命ずることも考えております。また、議事に入ってからのカ
メラ撮影はお断りしたいと思います。

このような取り扱い、進め方についてご了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○近藤会長 どうもありがとうございます。

それでは、議案に入りたいと思います。

お手元の配付資料一覧でございますように、まず、議案の一つ目の緑保全創出地域の種
別変更について審議していきたいと思っておりますので、事務局から、議案の内容について説明
をお願いいたします。

○事務局（西みどりの活用担当課長） みどりの活用担当課長の西でございます。

私からご説明させていただきます。

お手元の議案1、緑保全創出地域の種別変更についてという資料をご用意ください。

札幌市では、緑豊かな都市環境を保全創出するため、平成13年度に札幌市緑の保全と
創出に関する条例を制定しております。その中で、緑保全創出制度というもので、土地利
用に際して一定の緑を確保する義務づけを設けております。その制度の中では、市内を都
市計画の地域区分などによって五つの種別に分けて義務の許可基準を設けております。

緑保全創出制度の概要については、また後ほどご説明させていただきますけれども、今
回は、議案1の資料でございますように、手稲区手稲山口地区と東区東雁来の東雁来第2
土地区画整理事業区域において、都市計画上の位置づけが変更されたことに基づいて、種
別の変更を行うものでございます。

それぞれ2カ所の位置につきましては、2枚目の資料をごらんください。

手稲区の手稲山口地区と、東雁来第2地区の大まかな位置をお示ししております。

この2地区の具体的な内容につきましては、制度の概要の後に説明させていただきたい
と思っております。

今回、緑の審議会にお諮りするのには、条例の規定に基づき、審議会においてご確認をい
ただくということで、議案として提案させていただいたものでございます。

それではまず、緑保全創出制度の概要と種別の指定の考え方について、3枚目の資料に
沿ってご説明いたします。同じ内容をスクリーンに映しますので、そちらもごらんいただ

きながらご確認をいただければと思います。

まず、種別の指定の考え方でございます。

この制度は、市内全域を対象といたしまして、山地部分の主に都市計画区域外を山岳地域、同じ山地部分の市街化調整区域に当たるところを里山地域、そして、市街化区域を居住系市街地と業務系市街地、最後に、平地部分の市街化調整区域を里地地域に定めております。

そういった中での許可基準でございますけれども、1,000平方メートル以上の敷地において、建築とか宅地の造成または樹木の伐採などを行う際に、種別ごとに定めた緑化の基準を満たすことを義務づけているものでございます。このことで、開発などによる一定の緑の確保ができる効果があると考えております。

続きまして、緑化の基準についてご説明いたします。

お手元の資料では、右上になるかと思っております。

細かな数字についての説明は割愛させていただきまして、考え方をご説明させていただきます。

表の上にあります山岳地域と里山地域は、山地系のエリアでございますので、ここでは樹林地の確保が一つの許可の条件となっております。その下にあります里地地域と居住系市街地と、業務系市街地でございますけれども、里地地域では、樹林の高さに応じて係数化した緑化率と、一定の面積の確保をする緑地率という二つの基準が許可の基準となっております。居住系市街地及び業務系市街地では、緑化率のみを条件としているところでございます。

続きまして、今回の議案が種別の変更ということでございますので、地域の指定の考え方について、少し詳しくご説明させていただきます。

お手元の次の資料に文言を整理したものを添付しております。スクリーンとあわせてご覧いただければと思います。

まず、札幌市域の南西方向に広がる山々や手稲山などは、最も厳しく自然環境を保全しなければならない場所として、山岳地域に指定しております。スクリーンでは、ブルーの色の外側になろうかと思っております。

そして、それらの山々に連続し、人の生活活動の行われている市域の南西部分の市街化調整区域を里山というふうに位置づけております。ブルーの色のエリアになります。

そして、建築行為や宅地開発が専ら行われる市街化区域は、都市計画で定めた用途地域などの区分により、居住系市街地か業務系市街地に指定しているものでございます。

なお、市街化調整区域においても、既に行われた土地利用の状況や都市計画の指定などで居住系の土地利用が図られている場合は、居住系市街地や業務系市街地に指定しております。

次に、居住系市街地と業務系市街地の分類についてご説明いたします。

用途地域の区分で、商業地域、工業地域、工業専用地域と準工業地域の一部については、業務系市街地に指定しております。これは、表の一番下のところになります。そして、そ

れ以外を居住系市街地に指定しています。居住系市街地と業務系市街地の割合はおおむね9対1となっておりまして、居住系市街地が大半を占めている状況でございます。

なお、準工業地域につきましては、居住系か業務系のどちらかになっております。特別工業地域といった特別用途地域などが定められ、工業・流通系の土地利用が図られている場合は、業務系市街地に指定しております。

以上が種別指定の考え方になります。

用途地域や地区計画などが変更された場合には、緑保全創出地域の種別変更が必要な場合があり、本日の議案の2カ所につきましても、そのような事情により、種別の指定変更が必要になったものでございます。

それでは、その2カ所について詳しくご説明させていただきます。

まず、手稲山口地区の変更案についてでございます。

変更する場所は、スクリーンにお示ししている図の緑色に着色されているところで、面積は約0.83ヘクタールとなっております。

こちらは、現在、市街化調整区域で、里地地域に指定していましたが、このたび、手稲山口地区地区計画が指定され、周辺の市街地と一体的な、良好な市街地の形成が図られていくこととされたことから、居住系市街地へ変更するものでございます。

地区計画の変更の内容でございますけれども、スクリーンの左の図から右の図に区域が拡大して、白抜きになっている当該地にも地区計画がかけられました。

なお、当該地の周辺は、民間の宅地開発事業により市街化が進んでおり、既に多くの住宅が立地している状況でございます。当該地は、これまで農地として利用されてきましたが、地区計画の変更により、周辺地域と一体的な住宅地として開発が進められることとなります。現在は、市街化調整区域ですが、将来的には市街化区域に編入される予定でございます。

このような経緯で、地区計画制度の適用により、良好な市街地の形成が図られていくこととされたことから、居住系市街地へ変更するものでございます。

続きまして、東雁来第2地区の変更案についてご説明させていただきます。

変更する箇所は、図上の緑色に着色されている約19.1ヘクタールでございます。

これまでは、居住系市街地に指定しておりましたが、このたび用途地域が第一種低層住居専用地域から準工業地域に変更され、特別用途地区が戸建て住環境保全地区から特別工業地区に変更されるなど、工業・流通系の施設を誘導する区域とされたことから、業務系市街地へ変更するものでございます。

用途地域は、上の対照図のように、第一種低層住居専用地域が上の図の左側で赤枠で囲っている緑色のところでございますが、これが右の図の紫色のように準工業地域へ変更になったものでございます。また、特別用途地区につきましては、下の二つの図にございますように、緑色の戸建て住環境保全地区からグレーの特別工業地区へと大規模集客施設制限地区に変更となりました。

なお、このように用途地域や特別用途地区が変更された理由としては、当該地は平成8

年度から札幌市施行の土地区画整理事業が進められてきましたが、事業の進捗に伴い、土地利用を見直す必要が生じ、工業系の土地利用に変更されたという経緯となっております。

このことから、準工業地域で、かつ、特別工業地区となった区域は、工業・流通系を誘導する区域であるため、緑保全創出地域の種別を業務系市街地に変更するものでございます。

以上が2カ所の地域の種別の変更の説明でございます。

○近藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、ご説明いただきました緑保全創出地域の種別変更につきまして、ご質問とかご意見をいただきたいと思っておりますけれども、どなたかございませんでしょうか。

○飯田委員 それぞれ変更する地域の中で、緑化率10%以上を確保するということでしょうか。それとも、ほかの部分も含めて全体で10%以上確保するということでしょうか。

○事務局（西みどりの活用担当課長） 居住系市街地については緑化率20%、業務系市街地については緑化率10%でございます。それぞれのエリアの中で、新たに1,000平方メートル以上の土地利用をした際には、その緑化率を確保することがその行為を行う基準となります。

○飯田委員 ありがとうございます。

それから、緑地率と緑化率の違いがわからないのです。

○事務局（西みどりの活用担当課長） 済みません。改めて説明します。

スクリーンにも出ていますが、議案1、説明資料1というA3判資料の右の表の欄外に米印で二つ伝えているものです。

まず、緑地率は、単純に面積比率と考えていただいてもよろしいかと思います。全体の面積の中で、緑化した面積がどれくらいあるかが緑地率と考えていただきたいと思っております。

緑化率は、主に植物体の高さですけれども、植栽している面積ではなくて植えた植物体に係数を与えて、その係数がどのくらいの数字になるかを数値化してあらわしたものが緑化率でございます。

○飯田委員 ということは、大きな木を植えると小さな面積で済むということによろしいでしょうか。

○事務局（西みどりの活用担当課長） そのとおりでございます。

○近藤会長 ほかに何かございませんでしょうか。

○小篠委員 具体的に二つの地域についてのご質問をしたいと思っております。

手稲山口地区で、緑色になっているところが0.83ヘクタールですが、その周辺の既存の用途地域はどういうものだったのでしょうか。まず、緑の話の前に、現況の用途地域が何だったのかということ、周辺と当該地区とそれぞれで説明していただけないでしょうか。

○事務局（西みどりの活用担当課長） まず、手稲山口地区は、将来的に市街地領域に入るということで、まだ調整区域です。都市計画で、住宅の開発、宅地の開発を行うという整理がされております。

○小篠委員 現状は、両方とも市街化調整区域ということですか。

○事務局（西みどりの活用担当課長） そういう状況です。

○小篠委員 現況図を見ると、既に市街化は始まっていて、宅地造成がされて周辺に住宅が建ち始めているということで、ここだけ農地が残っている現況だったという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（西みどりの活用担当課長） 当初は、全体の開発計画を建てようということで調整していたのですが、緑色の地権者に賛同いただけなかったので、開発計画がなされなかったという経緯がございます。

○小篠委員 そうすると、今、建てられている住宅は、もともと里地地域という指定であるのですね。でも、1ヘクタール以上の開発でないところにはかかってこないということでしょうか。

○事務局（西みどりの活用担当課長） いえ、そうではありません。

○小篠委員 1ヘクタール未満でもかかるのですね。わかりました。

では、今の住宅は、里地地域ということで緑化計画をしていることになるのですか。

○事務局（西みどりの活用担当課長） それは、地区計画が指定されており、将来的に市街化区域に編入されるといった位置づけをされていますから、既に居住系市街地で許可を出しております。

○小篠委員 では、既存も居住系市街地という指定で緑化率を計算しているということですね。

もう一つのほうは意見になりますが、これは、準工に変更して、そのために緑化もグレードを一つ下げて業務系にすることになりますね。

ただ、先ほどの山口の場合は、真ん中も住宅地で、中も住宅地でよろしいかと思えますけれども、東雁来は周りがまだ用途地域として住宅系が残ると思えますし、資料を見せていただければ、南側の用地と当該用地が隣接しているところで住居と隣り合うと思えます。その辺を少し配慮しなければいけないのではないかと感じます。

どこまで縛れるのかということ、そんなに縛れない感じがしますがけれども、周りは札幌市で住宅地として開発されていることもありますので、そちらに入ってこられる方を考えていきますと、用途地域が変更になったからということで、しょうがないところもあるかもしれませんが、周りの住宅地への配慮が少しなされてもいいのではないかと思います。

それを業務系市街地の緑化率の範囲の中でするならば、実際に許可申請がなされる段階のところそのような配慮ができないだろうかと思います。

○事務局（西みどりの活用担当課長） 実は、今回変更するのは、この図の右下のグレーのところ。この下に居住系が残る形で、クリーム色の部分が少しあります。これにつきましては、住宅というより、公共施設の設置ということで計画されております。それから、その左側に白塗りと緑色のところがあります。緑色のところは公園として整備されておりまして、白いところはサッカー場として活用されております。そういった意味で

は、新たにグレーにするところのそばには住宅が建たない配置になっております。

○小篠委員 上側はどうですか。

○事務局（西みどりの活用担当課長） 上側は、雁来川を挟んで緑道を幅広くとっておりますので、そこに緩衝地帯があると判断しております。

○小篠委員 わかりました。

○山田委員 二つお聞きしたいことがあります。

まず、資料2の条例と資料3の条例施行規則の中に、今のお話に出ていましたけれども、緑化率、緑地率以外に、いわゆる種別の変更に対する縛りや規約みたいなものがあるのかどうか1点です。

もう一点は、五つのカテゴリーがありまして、その中で手稲山口地区の場合は里山地区からの変更だと思います。里地・里山ということではなくて、札幌市全体で市街化調整区域から市街化区域に変更するめどというか歯どめみたいなものがあるのかどうかを教えてください。

○事務局（西みどりの活用担当課長） 最初のご質問は、種別による基準の縛りということですか。

○山田委員 縛りというか、条例あるいは施行規則の中には、緑地率と緑化率以外にそういうことを明記しているのかどうかです。

○事務局（西みどりの活用担当課長） 市街化区域については、緑化率で縛りをかけております。そして、平地系の主に調整区域ですけれども、里地地域については、緑化率と緑地率で縛りを設けております。そして、山系の里山地域と山岳地域については、樹林を確保するというので、樹林地率とか保全樹林地率というもので許可の基準を設けております。許可の基準は以上の内容で整理しております。

○近藤会長 一つ目はよろしいですか。

多分、緑地率、緑化率以外に何か基準はあるのかというご質問だと思いますけれども、今、お答えになったように、市街化調整区域では二つだけということです。

二つ目は、どんどんと市街化されていくので、市街化区域に変更する何か歯どめみたいなものを考えているのかということだと思います。

○事務局（西みどりの活用担当課長） 市全体としては、市街化区域の拡大は、一旦、これで終了と考えております。

○近藤会長 山田委員、よろしいですか。

○山田委員 先ほどの資料に、5ヘクタール以上だと、緑化率と緑地率のどちらになるのかわかりませんが、50%というふうにありました。言ってみると、市街化調整区域を市街化区域にどんどん組み入れていくことによって、こちらのほうで言う緑の割合が全体として減っていくことになるわけです。この審議会は違うと思うのですが、これ以上もういいやというような歯どめがどこかにあるのかどうか、あればお聞きしたいと思います。

○事務局（北原みどりの推進部長） ただいま委員からご質問があった件自体は、緑の審

議会の審議事項から外れる中身も含んでいるものですから、直接、ここで権限のある答え方は難しいです。

今、出ている手稲山口地区は、昔、調整区域のままで大規模団地が開発できるという規定に基づいて開発行為がされた経過があって、今、その最終調整の段階でございます。現在は、都市計画でもコンパクトシティという形で、市街化区域の拡大には一定の歯どめがかかっております。その具体的な内容は、私どもで都市計画部に確認した上で、後で委員に個別にご説明させていただく形をとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○近藤会長 よろしいですか。

○山田委員 はい。

○近藤会長 もともと市街化区域に組み込むような計画であったのだけれども、それがいろいろな事情でおくれて、今回、やっとならざるという理解でよろしいですか。

○事務局（北原みどりの推進部長） こちらの手稲山口地区も、平成10年の前半ぐらいから開発調整がされていた案件でございます。もう一方の東雁来についても、先ほど説明がありましたように、平成8年度当時から事業化がされてきています。こういった大規模開発は長い年月がかかるので、その間に都市計画の方針も大幅に変化してきているという状況がございます。今、その細かな資料が手元にありませんので、詳細な説明をすることは難しいのですが、開発の方向性については一定の歯どめができている状況だとご理解いただきたいと思います。

○近藤会長 ありがとうございます。

山田委員、よろしいですか。

○山田委員 はい。

○近藤会長 では、三上委員、何かあればお願いします。

○三上委員 この二つの件が札幌市全体の制度の中でどういう位置にあるのか教えていただきたいという質問です。

例えば、一つ目の手稲山口は、市街化調整区域にあるけれども、住居系市街地にするというお話だと思います。これは、説明資料1という横長のカラーの資料を見せていただくと、右下の下から二つ目の点に、原則的には市街化調整区域の場合は里地や里山とすると書いてありますが、例外のように、一部、住居系としている場所もたとあります。今回の件は、市街化区域に入ることが決まっていて、例外というような形で踏み込まれるのかなと思います。どういうふうにお聞きしていいのかわからないのですが、例えば、この一部を居住系とか業務系にする場合があるというのは、どのぐらいの割合で、どれぐらいの件数があるのか、かなり例外的なものなのか、よくあることなのかとういことを教えていただけたらと思います。

もう一つの雁来も、同じことを伺いたいと思います。これも、準工業地域の場合は二つの選択肢があって、居住系または業務系というふうに説明資料の右下の表にあります。今回の場合は、それを居住系から業務系に移すということですが、例えば、準工業地域の場合、どんな原則というか、どんなふうに居住系と業務系が決められているのか、割

合をお聞きしても余り意味がないのかもしれませんが、原則、どちらでもいいとなっているので、そこら辺は全体としてどんなふうにジャッジされているのか、どんな割合になっているのか、考える上でヒントをいただければと思います。

○近藤会長 どうですか。

○事務局（西みどりの活用担当課長） まず、最初のご質問は、説明資料1にあります下から二つ目の黒丸の括弧書きの件だと思いますが、これは、まさしく今の手稲山口の件を示しています。

○三上委員 この1例だけということですか。

○事務局（西みどりの活用担当課長） そういった箇所が何カ所かございます。主に平地系の調整区域ですけれども、地区計画の指定などで居住系市街地と位置づけをしているものがございます。

○三上委員 そうすると、過去にやられたところで、市街化調整区域のままのところもあるということですか。

○事務局（西みどりの活用担当課長） 幾つかあります。

○三上委員 わかりました。

○事務局（西みどりの活用担当課長） 二つ目のご質問は、説明資料2の2ページ目の5、業務系市街地として指定する区域というところで、①の4番目の準工業地域の後段に、「工業・流通系の施設を誘導する区域」とありますが、準工業地域を業務系に分けるか、居住系市街地に分けるかということの一つの考え方になります。

今回の東雁来第2地区で言いますと、議案1参考資料という上に写真があって下にスライドと同じようなイラストが4枚ついている資料をごらんください。

その下に、特別用途地区の変更ということで、準工業地域でも、特別工業地区に指定されたものと大規模集客施設制限地区の2種類に変更されております。この中で、工業、流通に誘導していく地域ということで、特別工業地区に指定されたものを業務系市街地というふうに種別の変更を整理しております。

○三上委員 ということは、準工業地域になっているから自動的にということではなくて、括弧書きにあるように地区計画とか別の計画があるものに業務系を当てはめていると理解していいですね。

○事務局（西みどりの活用担当課長） そうです。今回でいくと、特別用途地区の指定の種類によって業務系市街地に変更したということです。

○三上委員 わかりました。どうもありがとうございました。

○近藤会長 ほかにご質問はございませんでしょうか。

では、お願いします。

○大高委員 1点だけご質問させていただきます。

手稲山口地区と東雁来地区の変更について、まず、手稲山口の地図を見ますと、周辺に住宅が相当張りついております。それで、この辺の町内会からは、居住系市街地へ変更することを歓迎されているのではないかと思います。周辺地域の住民の方々の反応がもし

わかれば教えてください。

東雁来地区についても、道路を挟んだ北側に住居が張りついておりますけれども、グリーン色で囲った地域が工業系の土地になれば、まず、工場が来るのではないかという印象を持たれますね。工場が来ることによる騒音や振動に対する懸念が周辺町内会、周辺自治会から出されていないかどうか、お聞きいたします。

○事務局（西みどりの活用担当課長） まず、手稲山口の件でございますが、居住系になるということで、周辺地域の方からは、それに対する賛否を含めて、ご意見は特にいただいておりません。

それから、東雁来の件でございますが、今後、地元と十分調整して、地元の同意を得られる形で土地利用が進められていくのだろうと考えております。

○近藤会長 ほかにございませんか。

○新海委員 質問というよりは要望ですが、この土地は実際にどのような状況であるという写真をつけていただくことができるのかというお願いです。

広い地域もあるので、全てを写真に撮るのは難しいかもしれませんが、例えば、今、境界のお話があったように、北のほうには住宅街がありまして、気になる部分を、スライドだけでも構わないのですけれども、周辺の雰囲気を見ることができれば、もう少しイメージしやすいと思いました。もしそういうことができれば、今後、お願いしたいと思います。

○近藤会長 今後、お願いしたいということです。

○事務局（西みどりの活用担当課長） 整理してご説明させていただきたいと思います。

○近藤会長 状況がよくわかるような写真があれば判断しやすいということだと思いますので、よろしくお聞きいたします。

○三上委員 先ほど説明があったかもしれないのですけれども、手稲山口の議案の説明資料3-1の一番コンパクトにまとまっているものの経緯・背景の一番最後の行に、「市街化区域に編入される予定です」とありますけれども、この予定はどのようなところで決まっているものなのか、どういう段階の予定なのか、もし説明していただけるようでしたら確認したいと思います。

○事務局（西みどりの活用担当課長） この件につきましては、都市計画の分野で整理しているものでございます。地区計画で開発行為として宅地開発をした結果、この地区が市街地として良好な状態で推移したことが確認された中で市街化区域への編入がされていくということで、いついつというところまでははっきりしていなかったと思います。

○三上委員 例えば、ここはもう市街化区域にすると都市計画審議会で決められているのですか。

○事務局（西みどりの活用担当課長） 都市計画審議会を通してご審議いただく形になるかと思っております。

○三上委員 それは、これからですか。

○事務局（西みどりの活用担当課長） これからです。

○三上委員 では、この予定というのはどこでどう決定されたのですか。つまり、都市計

画にこういうものが連動しているのは非常によくわかるのですが、多分、こちらの審議会の役割は別にあって、それを単純に追いかけるのではいけないので、この議論があるのだと思うのです。編入される予定をどこで決められて、どういう決定なのかということがわかれば教えてください。正式に市として編入する予定だと決めていらっしゃるなら、それで結構です。

○事務局（西みどりの活用担当課長） 都市計画審議会の中でこういった表現がされています。

○事務局（北原みどりの推進部長） 市街化区域への編入は、都市計画審議会で線引きの見直しというタイミングがありまして、それは毎年やるものではありません。数年に一回、市域全体の中でどこが市街化区域にふさわしい土地利用かを見きわめた上で都市計画審議会に諮問する形をとっております。ですから、次の線引きのタイミングでこの地区がそれに該当するかどうかも含めて、都市計画審議会の事務局である都市計画部で原案を練る作業が行われることとなります。今、その具体的なスケジュールが手元にございませぬけれども、通例では5年に一度ぐらいのペースで見直しを行っています。

次の線引きの見直しがいつかは、今は資料がございませぬので、お答えしかねるのですが、そう遠い将来ではないのは間違いありません。ただ、そのときにここが線引き変更になるかどうかは、また審議の対象になりますので、もし詳細にお知りになりたいということであれば、状況について、私どもから都市計画部に問い合わせることは可能かと考えますが、いかがでしょうか。

○三上委員 どういう状況にあるかという事は理解しました。ありがとうございます。

○小篠委員 関連する話になろうかと思えます。

地区計画が定められているということの地区計画の大きな意味は、住宅団地としての開発を一体的に進めたいという意味で定められた地区計画で、開発サイドの要望がかなり大きく入っているのだと思えます。

それで、市街化区域に編入するかどうかのタイミングは、もう少し先になるだろうというお話だったと思いますが、周辺市街地と一体的な良好な住宅地としての整備をどこがどう担保するのかという話と都市計画決定の変更は大きく絡むと思えます。そうしたときに、緑化だけがそれを担保するかどうかは別にあるかと思えますけれども、例えば、緑化率、緑地率を指定していることで、一段の良好な住宅地としての環境を創出するという話が、このことを定めることによってどこまで担保されるのか、それが審議の一番重要な判断ポイントになるのではないかと思います。そういう判断でよろしいでしょうか。

○事務局（北原みどりの推進部長） おっしゃるとおりだと思います。

○近藤会長 小篠委員、よろしいですか。

○小篠委員 意見として受け取っていただければと思います。

○近藤会長 こういうご意見もございませぬので、考えていただきたいと思えます。

この2件は、都市計画審議会で用途変更が行われるので、それに連動してこちらの緑地関係の種別も変更するという事です。いろいろご意見をいただきましたけれども、ご要

望も事務局に伝えましたし、この2案についてはここです承することによろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○近藤会長 どうもありがとうございます。

それでは、緑保全創出地域の種別変更の2件を本審議会として承認することといたします。

次に、議案の二つ目の保存樹木の指定について審議していきたいと思えます。

事務局から、議案の内容について説明をお願いいたします。

○事務局(山縣みどりの推進課長) みどりの推進課長の山縣でございます。

私から、保存樹木の指定案についてご説明させていただきます。

お手元の資料の1枚目が指定案になります。それ以降は、保存樹木の指定並びに指定状況、基準、位置、候補樹木の概要、由緒由来等々を載せております。

この資料に沿ってご説明してまいります。前方のスクリーンにも同じものを映し出してまいりますので、こちらもごらんいただければと思えます。

まず、保存樹木の指定について、その概要を説明させていただきます。

札幌市では、昭和37年に施行されております都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律及び、平成13年に施行されております札幌市緑の保全と創出に関する条例に基づきまして、保存樹木を指定しております。

指定状況は、現在、法律により20カ所を指定しております。その内訳としましては、樹木が45本、樹林が約3.5ヘクタールを指定してございます。また、条例によりまして、14カ所を指定しております。その内訳は、樹木が15本、樹林が約8.8ヘクタールを指定しております。本市全体では、合わせて34カ所の指定がなされ、その内訳は、樹木が60本、樹林が約12.2ヘクタールとなっております。

なお、樹木の所有内訳ですが、最も多いのが神社仏閣で24カ所、企業が4カ所、個人の私有地が6カ所となっております。

今回の指定に当たりましては、昨年11月に当該樹木の現地調査を行った結果、条例に基づく指定要件を満たしていることがわかりましたので、条例第24条第2項の規定に従いまして、本審議会においてご意見を伺うものでございます。

次に、保存樹木の指定基準についてご説明させていただきます。

まず、札幌市緑の保全と創出に関する条例の第24条において、「市長は、樹木又は並木であって、由緒由来のあるもの、学術的価値の高いもの又は美観風致を維持するため必要なものを、保存樹木又は保存並木として指定することができる」としております。さらには、札幌市保存樹木等取扱要領第2条によりまして、樹木の大きさの要件といたしましては、樹木の1.5メートルの高さ、ちょうど胸ぐらいの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上であること、高さが15メートル以上であることとなっております。

候補樹木の概要でございます。

場所は、南区真駒内緑町4丁目1番地、真駒内五輪団地の駐車場の中でございます。ち

ようど地下鉄真駒内駅から北へ約二百数十メートルぐらいのところがございます。

樹種はカシワでございます、推定樹齢は約200年となります。

大きさは、高さ17メートル、幹周2.9メートル、枝張りは14メートル掛ける14メートルでございます、指定要件を満たしているものでございます。

また、こちらの木の由緒由来でございます。明治期には、このあたりがちょうど真駒内の牧牛場、あるいは種畜場となっております、昭和34年から48年にかけて、五輪団地が造成され、現在は団地の駐車場に隣接して奇跡的に残っている巨木でございます。

地元の真駒内五輪団地の自治会長にお聞きいたしますと、このカシワに対する住民の方々の意識は強く、五輪団地のシンボルとなっております、団地住民の皆さんで管理していくことは十分可能であるというご返事をいただいております。

また、樹木の所有者であるUR都市再生機構、もともと住宅公団ですが、こちらからもぜひ指定をお願いしたいということも受けております。

参考としまして、2011年8月に北海道新聞に掲載されました自治会長の「一本のカシワの木」の記事についてご紹介させていただきます。全部は読めませんが、一部、真ん中あたりで、「月日は移ろうが、真夏にこのカシワがつくる大きな木陰は変わらない。その下にたたずめば、真駒内の歴史が涼風となって流れていく」と樹木を大切にしてきた思いが述べられております。

また、本市では、現地調査にあわせて昨年11月5日に樹木医による樹木診断を行っております。総合判定は、やや注意でございますが、これは5段階評価で上から2番目でございます、かなり健全に近いとご理解いただきたいと思います。樹勢は良好ですが、一部の太枝については剪定処理が必要ということでございます。

なお、指摘されました太枝につきましては、ことし既に剪定処理がなされていると聞いております。

最後になりますが、今まで述べてきましたカシワの木の大きさ、由緒由来が指定基準を満たしていること、また、所有者の承諾があること、さらには、今、申し上げました樹木診断の結果とあわせまして、本市といたしまして、この樹木を札幌市緑の保全と創出に関する条例に基づく保存樹木として指定を進めることが望ましいと判断しております。

ご説明は以上とおりでございます。よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

ご説明いただきましたように、カシワの木を保存樹木にしたいということですが、ご意見、ご質問をお願いいたします。

○森本委員 勉強のために教えていただきたいと思います。

この保存樹木に指定されることによって、管理者あるいはその所有者にとってのメリットは何になるのでしょうか。

○事務局（山縣みどりの推進課長） こちらの指定によりまして、直接の援助といたしましては、予算の範囲内で一定のお金を援助することになっております。単木1本につき年5,000円以内を援助させていただきます。

○森本委員 例えば、樹勢の管理や土壌基盤の整備といった保存に向けた取り組みに対しての援助ですか。

○事務局（山縣みどりの推進課長） さようでございます。

また、枯れの防止とか保存のために必要な助言などもさせていただいております。

○近藤会長 5,000円では十分ではないと思いますけれども、住民の人は愛着を持っておられるということだと思います。

ほかに何かご質問はありませんか。

○椎野副会長 保存樹木の指定は、大変よい取り組みだと思います。こういった保存されたものを含めて、データベース化とか情報の公開はされているのかどうか、そのあたりはいかがでしょうか。

○事務局（山縣みどりの推進課長） 私どもで出している「札幌市の公園緑地」という冊子には掲載しております。ホームページにはまだ掲載しておりませんが、今後、検討させていただきたいと思います。

○椎野副会長 札幌の中で、本当にピンポイントだと思いますが、緑地とまでは言わないにしても、造園の資産、地域資源の一つかと思いますので、それ自体をホームページ等々で公開していくとか、これは私の個人的な意見ですが、もう少し市民側から推薦していただく呼びかけをしてもいいのではないかと思いますので、ご検討いただければと思います。

○大高委員 基本的な質問をさせていただきます。

今回の保存樹木は、どこかからこれに指定してくれと申請があったものでしょうか、それとも、市で貴重な樹木であるということで指定しようと働きかけたのでしょうか。

○事務局（山縣みどりの推進課長） 従前はそれぞれ地区などからの推薦が上がってきておりましたが、最近はございません。この件につきましては、たまたま職員が別件で地域を回っておりましたときに見つけまして、その後、由緒由来等を調査いたしまして、指定に合致するものだというので、このような形で諮らせていただいております。

○近藤会長 上田委員、どうぞ。

○上田委員 私も基本的な質問ですが、メリットではなくて、逆に、伐採の規制などが生じるのか、教えていただけますか。

○事務局（山縣みどりの推進課長） 必ずしも個人の所有権を制限するものではございませんけれども、条例にも出ておりますように、保存樹木の保存に努めなければならないということで、次に掲げるような行為をするときはあらかじめ届け出が要ります。幹または主な枝の伐採、損傷をすること、あるいは、樹冠の下における掘削とか盛り土など土地の形状の変更については届け出が必要となっております。

○上田委員 ということは、強剪定を行うときにも届け出が必要になるのですか。

○事務局（山縣みどりの推進課長） 内容にもよりますが、できればお知らせいただいで、ご相談させていただきたいと思います。

○近藤会長 ほかはよろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○近藤会長 ご提案やご質問をいろいろいただきましたけれども、指定することに反対だという意見はなかったと思いますので、カシワの木を保存樹木として指定することを承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○近藤会長 どうもありがとうございます。

それでは、保存樹木の指定については、本審議会として承認することといたしました。

次は、やや違う議題になりますので、ここで10分間の休憩をとりたいと思います。よろしく願いいたします。

[休 憩]

○近藤会長 時間が参りましたので、審議会を再開したいと思います。

最後の議案の札幌市の公園施設長寿命化計画の策定に向けた公園施設の基本的な考え方について審議していきたいと思います。

それでは、事務局から、議案の内容についてご説明をお願いいたします。

○事務局（東山みどりの管理課長） みどりの管理課長の東山でございます。

お手元に諮問書をお配りしておりますけれども、私から札幌市公園施設長寿命化計画策定に向けた公園施設の基本的な考え方についてご説明いたします。

お手元の資料に沿ってご説明いたしますが、同じ内容のものをスクリーンで映しておりますので、そちらもごらんいただければと思います。

まず初めに、2011年3月に改定しました札幌市みどりの基本計画における札幌市公園施設長寿命化計画の位置づけからご説明をまいります。

札幌市みどりの基本計画は、四つの計画の柱で構成しており、一つ目が「市民などとの協働の推進」、二つ目が「街中のみどりの創出とネットワークづくり」、三つ目が「街をとりまくみどりの保全・活用とネットワークづくり」、そして、四つ目の柱が「公園の魅力の向上」です。

札幌市公園施設長寿命化計画は、柱4の公園の魅力の向上の推進施策の一つとなります。この長寿命化計画の策定に向けまして、より効果的、効率的な計画とするため、基本的な考え方をお諮りするものであります。

本日の資料の構成ですが、まず一つ目、公園施設長寿命化計画についてということで、公園施設の長寿命化計画とは何かという点について、全国の動向と国の方針をご説明し、続いて、札幌市の公園の特徴と札幌市における長寿命化計画についてご説明いたします。そして、二つ目に、長寿命化計画の策定に向けて検討すべき札幌市独自の課題への対応についてご説明いたします。そして、三つ目に諮問の内容、四つ目の今後のスケジュールをご説明いたします。

では、まずは、公園施設長寿命化計画についてです。

我が国では、全国的に公園の老朽化が進んでおり、国土交通省では、平成24年に公園

施設長寿命化計画策定指針を定めており、市町村の計画策定を支援しております。公園の老朽化の全国的な動向としては、まず、高度成長期に集中投資した社会資本ストック、つまり、その時期に多数造成された公園の老朽化が急速に進行していることがあります。都市公園のうち、設置から30年を経過した公園が全国で現在は約3割、そして、10年後には6割になる見込みです。また、財政上の理由などで適切な維持補修や更新が困難となっている状況が見受けられます。

国土交通省では、公園の安全性や機能を確保し、さらには、維持管理コストの縮減を図り、重点的、効果的な維持管理や更新を行うため、公園施設の長寿命化計画が必要と考えており、国の補助金としましても、平成21年に長寿命化計画策定のための補助メニューが創設され、ことし、平成26年からは、長寿命化計画に位置づけられた事業に対する補助金、公園施設長寿命化対策支援事業が開始されました。また、平成28年には、施設の更新については、長寿命化計画に位置づけられた施設でなければ補助の対象とならないというふうにされているところでございます。

次に、長寿命化計画の概要ですが、大きく分けて二つございます。

まず、老朽化する施設の安全性、機能性の確保をすることです。ここでいう施設という言葉についてですが、これは、公園にある遊具やベンチ、園路、トイレなど全ての公園施設を指します。

具体的な手順としましては、まず1番目に、施設状態の把握をすることです。施設の安全性や機能が保たれているかを、劣化点検などを行って把握いたします。2番目に、点検の結果などを受けて適切な安全性や機能性を確保するために、修繕や更新をいつ、どのように行うべきか、方法や実施年度を検討いたします。そして、3番目に、更新年度の調整です。財政状況に応じて、施設の重要度や緊急性などを勘案しながら、実施年度の前倒しや延期をしたり、必要に応じて使用禁止にすることなどの検討を行います。

2点目は、施設の管理手法の設定です。

維持管理費及び更新費の縮減のために、二つの管理手法のいずれかを選択いたします。

こちらのグラフは、横軸が経過時間、縦軸が施設の健全度を示しております。施設の健全度とは、先ほど説明いたしました施設の安全性といった状態をあらわす指標です。

管理手法の一つ目は、グラフの赤い部分ですが、事後保全型の管理方法です。事後保全型管理は、定期点検や日常的な維持補修を実施いたしますが、それだけでは健全度が回復せず、使用することができない状態まで健全度が低下した時点で更新を行うものです。

もう一つは、緑色の部分の予防保全型の管理方法です。予防保全型管理は、日常的な定期点検や維持補修に加えまして、より大規模な補修を行います。日常的な維持補修では回復できないほどの劣化を解消し、健全度の低下を未然に防ぐことによって、施設の延命化を図る方法です。そして、大規模補修でも対処できなくなった時点で更新を行います。

これら二つのうち、どちらの管理手法とするかですが、おおむね更新費が高額になる施設では予防保全型管理に設定いたします。大規模補修をすることで施設の延命化が図られて、費用の縮減効果が大きくなるためでございます。逆に、施設の規模が小さい場合には、

費用の縮減効果が見込めないため、事後保全型といたします。

次に、札幌市の公園の特徴について説明いたします。

札幌市でも、全国と同様に、公園施設の老朽化が進んでおりますが、札幌市の公園の特徴として、一つ目は昭和50年代に急速に公園数が増加したこと、二つ目は政令指定都市の中でも最も公園数が多いこと、三つ目は公園の約6割が整備後30年を経過していることが挙げられます。

まず、1点目の昭和50年代に急速に公園数が増加した点です。グラフにありますように、札幌市では、冬季オリンピックの開催、そして、政令指定都市に指定された昭和40年代を経て、急激な人口増加と、その受け皿となる宅地開発を背景に、昭和50年から10年間は児童公園を年間100カ所整備しようという施策を打ち出してありまして、このころ、急速に公園数が増加しております。

その後、増加数は次第に少なくなっており、現在、約2,700カ所の公園数となっております。

次に、2点目は、この2,700カ所の公園数ですが、ごらんのように、19あります政令指定都市の中で最も多くなっていることが挙げられます。これは、例えば人口が同程度の名古屋市と比較しましても倍近くの数となっております。

そして、3点目は、昭和50年代ごろに公園が多くつくられた結果、設置から30年以上経過している公園が約1,500カ所と全体の約6割を占めている点です。先ほど申しましたとおり、全国では約3割ですので、札幌市の老朽化した公園の割合はとても多い状況でございます。さらに、10年後には、全体の約8割に達する見込みでございます。

以上、ご説明してきましたとおり、全国的な公園施設の老朽化の動向と同様、または、それ以上に札幌市の公園の老朽化が進んでいるところでございます。そのため、平成21年の長寿命化計画策定の補助メニュー創設を受けまして、札幌市においても、長寿命化計画の策定を行うこととし、現在、準備を進めているところでございます。

札幌市公園施設長寿命化計画の概要ですが、対象は全公園、全施設としております。今回策定する計画は、平成28年度から37年度までの10年間としておりますが、それ以降についても時点で更新していく予定となっております。

スケジュールとしましては、昨年度までに施設の状況調査をほぼ終了いたしまして、今年度、審議会の答申をいただき、基本的な考え方を整理しまして、平成27年度中に計画を策定したいと考えております。

次に、昨年度までに実施した施設状況調査の結果ですけれども、遊具、園路、トイレ、ベンチなど全ての公園施設の数約8万7,000となっております。このうち、遊具施設は約1万3,000ですけれども、その内訳を見ますと遊具施設の約7割が設置後20年以上を経過している状況となっております。

次に、これまで説明いたしました長寿命化計画策定に当たりまして、札幌市として考え方の整理が必要な課題とその対応について説明させていただきます。

長寿命化計画策定に当たりまして、現在、少子高齢化に伴い地域ニーズが変化している

などによりまして、札幌市が抱えている公園施設の重要な課題は、こちらにある3点でございます。課題の一つ目は、公園機能の重複や地域ニーズとのずれがあることでございます。二つ目は、有料運動施設の施設規模と利用状況にずれがあることでございます。三つ目は、公園トイレ数が多く利用の少ないトイレもあることでございます。これから策定する計画をより効果的で効率的なものとするために、これらの課題に対応する考え方やあり方を計画に盛り込んでいきたいと考えております。

まず、課題の一つ目、公園機能の重複や地域ニーズとのずれがある点についてです。その前段として、札幌市は1,000平方メートル未満の小さな公園の数は割合とも高く、グラフにありますとおり札幌市では56.6%と政令指定都市の中でも高い割合を示しております。特に、昭和40年代から50年代にかけて行われた小規模な開発行為に伴ってつくられた500平米未満の狭小な児童公園、グラフでは青色の部分になりますけれども、これが全体の4割を占めている状況となっております。そして、これら狭小の公園が密集し、機能が重複している状態が多く見られます。

例えば、この左側の絵では、街区公園の誘致圏250メートル以内の中に狭小公園が10カ所ありまして密集していることがわかります。また、これらの公園は、遊具など整備内容が画一的で機能の重複が発生している状況が多く見受けられます。写真にありますように、小さな公園の中にブランコ、滑り台、砂場といった遊具が設置された似たような公園が密集している状態にあります。こういった狭小で機能が重複している公園は、少子高齢化の進行に伴い、利用率が低下する場合がございます。この対応として、地域ニーズにあわせて遊具を置く公園と、遊具を撤去してベンチ等休養施設主体の公園とするなど、機能分担を行っていくことなどが考えられます。

二つ目の課題は、有料運動施設の施設規模と利用状況にずれがあることです。有料運動施設の維持更新には高い費用がかかるため、利用状況を勘案し効果的な配置や規模を検討する必要があります。

有料運動施設として代表的な三つの施設について説明いたします。

まず、軟式野球場とサッカー場ですが、それぞれ市内の公園には、32面、8面ありまして、ピーク時の利用率は、平成21年の調査でほぼ100%となっております。次に、テニスコートは131面ありますがけれども、ピーク時の利用率では85%、日平均稼働率では20%を下回るコートも見られました。この状況から、効果的な配置や規模について、そのあり方を検討する必要があると考えております。

なお、次回の審議会におきまして、詳しい利用状況についてのデータも最新のものをそろえましてご説明したいと考えております。

三つ目の課題は、公園トイレの数が多く利用の少ないトイレもあることでございます。グラフのとおり、札幌市の公園トイレの数は888カ所ございまして、政令指定都市の中で最も多くなっております。この公園トイレにかかる維持管理費は、年間およそ3億円、公園維持管理全体の14%を占めております。円グラフのとおり、トイレの維持管理費は公園全体の維持管理費の中で、遊具、樹木管理、草刈りと並んで大きな割合となっております。

ます。

その一方で、トイレの利用が少ない公園も見受けられます。例えば、街区公園のトイレの数は493カ所、全体の半数以上を占めておりますけれども、その中にはトイレ利用が1日に1人未満というところも見られました。

なお、この利用者数は、公園利用者に限定したものでございます。

このような状況を踏まえまして、公園のトイレのあり方について検討が必要と考えております。

それでは、これまでの説明のまとめです。

公園施設の長寿命化計画は、国土交通省の長寿命化計画策定指針に基づき、公園施設の長寿命化の考え方や日常的や維持管理の考え方が基本方針となります。その基本方針に基づき、維持の分類や更新年次計画を立てて、実際に運用することになります。この基本方針に札幌市独自の考え方を加えることによって、より効果的、効率的な長寿命化計画にしていくことを考えております。その結果、運用においては、維持管理あるいは更新のほかには廃止という方向性も出てくることになります。

さて、札幌市独自の考え方には、先ほどご説明しました公園の機能分担の考え方、有料運動施設のあり方、公園トイレのあり方のほかに、その他としてバリアフリー化や防災対策、環境負荷の低減についても要素として加えることを考えております。その他の項目については、例えば、バリアフリー化であれば法律、条例においてその整備基準が細かく決められているなど、既に手法や進め方が決まっている事柄でありますので、本審議会では、④その他の部分を除く①から③について、そのあり方をご審議いただきたいと考えております。

それでは、最後に、諮問内容の確認と今後のスケジュールについてご説明いたします。

お手元の諮問書にありますとおり、公園施設長寿命化計画の策定に向けた公園施設の基本的な考え方について、札幌市独自の課題を踏まえ、効果的、効率的に計画を実施していくため、公園の機能分担の考え方、有料運動施設のあり方、公園トイレのあり方、この3点に関する基本的な考え方について審議会にお諮りしたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールについてご説明いたします。

本日、第66回の審議会を初回といたしまして、次回の7月30日の審議会では、この三つの考え方、あり方について、札幌市の考えもお示しした上でご審議いただきたいと考えてございます。さらに、9月下旬ごろの第68回の審議会では答申素案についてご審議いただき、最後に、12月中旬予定の第69回の審議会では答申いただきたいと考えております。答申をいただき、長寿命化計画の基本方針に反映させ、来年度中の長寿命化計画を策定したいと考えてございます。

本日の説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○近藤会長 どうもありがとうございました。

ただいまご説明いただきましたように、札幌市の公園施設長寿命化計画についてです。札幌市の現状、全国の現状をお話しいただきまして、札幌市としてはこういうふうな考え

ているという三つ、資料で言うと13枚目のスライドのようなことを考えていきたいというお話であったと思います。

スケジュールにもありましたように、これから、7月30日、9月下旬、12月中旬と、この審議をしていくことになるわけですが、まず、ご説明していただいたことに対して、ご自由に発言と質問をしていただきたいと思います。何かございますでしょうか。

きょうは、説明ですので、内容を十分理解することが重要だと思いますので、気軽にお願ひします。

○池上委員 今、お聞きしたばかりですが、公園がたくさんあり、トイレもたくさんあります。そして、トイレのあり方をこれからどういうふうにするか、市と皆さんで考えていかれると思います。

今、私がふと考えますに、高齢化で老人が多くなります。老人が多くなりましたら、公園は老人の憩いの場となり、公園を利用することが多くなると思います。そのときに、トイレが多いということは札幌の一つの特徴というか、売りになるような考え方はいかなるものでしょうか。

○近藤会長 年寄りが多いからトイレを残すということですか。

○池上委員 きょう、私は、富良野に行ってまいりましたが、緑が非常にきれいで、こんなにすばらしいところだと思いながら札幌市に来ましたら、ビルばかりです。そして、36号線をずっと走っても本当に街路樹はありません。緑の多いまちというふうに言われますけれども、札幌ではそれが望めません。ただし、北海道には公園がすごくたくさんあります。そこに年寄りを誘致したときに、公園にトイレがある、そして、とてもきれいなトイレがあれば安心して使えます。それが特徴になるのではないかと思ったところでございます。

○近藤会長 ありがとうございます。

僕らみたいな年寄りがふえてきたらトイレが要るのではないかというお話でした。

○小篠委員 現状のデータをきちんとつくっていくという作業からマネジメントの話が始まるので、まず、それを見せていただくところから打開策をどう考えていくのかということになっていくと思います。

15ページで、公園が非常に密集しているとセンセーショナルに書いているところがありまして、そういう場所もあるでしょうし、密集していないところもあります。

さっきの話ではないですけれども、郊外部は住区整備基本計画で公園を中学校区に一つきちんとつくっていくという中で住区が整備されてきましたから、公園が多いのは当たり前といえば当たり前です。それに引きかえ、既成市街地はどうなっていたかという、当然、そういう整備はされてきませんでしたから、量が少なくなります。

ここにも書いてありますけれども、どういう役割分担、機能分担をして、どこにどれくらいの公園を維持していくのかという話になっていくのと、公園自体の機能をどういうふうに見ていくのかという話と、幾つかのキーワードが出てくるのではないかと考えています。

いずれにしても、情緒的な意見を言っているかもしれないので、具体的にどういうところにどれくらいの公園があって、どういう利用率になっていて、どれくらい老朽化しているのかという話をきちんと整理していくということかと思います。

○近藤会長 ありがとうございます。

これからデータを出していただけるとは思いますけれども、今の2人のご質問、ご意見についてお示しできるデータは何かありますか。特にないですか。

○事務局（東山みどりの管理課長） 今のご意見に対してお示しできるデータは持ち合わせておりません。

○近藤会長 今後、そういうデータを出していただけるのですね。

○事務局（東山みどりの管理課長） 次回の予定です。

○近藤会長 では、三上委員、お願いします。

○三上委員 今回、計画が必要な状況はよく理解できました。どうしても28年度までにやらないと困るのもわかったのですけれども、一方で、札幌市固有の課題も上げていただいているので、今の高齢化と子どもが減っている関係がどうなるのかという話を考えるときに、一つは、今、小篠委員がおっしゃったようなデータですけれども、もう一つは、やはりどういうまちにしていきたいかというランドデザインがかかわってくると思います。

上位計画として、マスタープラン、総合計画、まちづくりビジョンがあったと思いますけれども、上位計画に示されているようなまちづくりの考え方と今回の計画がどう結びついてくるのか、それとも、現場の話なので全然結びつかないのか、そのあたりのことを伺えればと思います。

○事務局（東山みどりの管理課長） 札幌市全体の計画と言うよりも、私どもの長寿命化計画の上位計画はみどりの基本計画が当たるとは思います。みどりの基本計画とのかかわりの点については、一番最初の「はじめに」のところでご説明していたところがございますけれども、柱4の公園の魅力の向上に当てはまります。そこに書いてあることは、推進プログラムになりますので、余りかかわり合いが見てとれないかと思っておりますけれども、その下に施策の方向性が出ております。そこには、安全と効率を重視した計画的な維持管理を進めていきたいと思いますとか、あるいは、地域ニーズなどを踏まえまして機能分担を見直しながら再整備しましょうというようなことが書かれております。今回の長寿命化計画は、それを具体化していく計画になるものと考えております。

○三上委員 計画同士の構造の話は非常によくわかりました。

それで、一方で、みどりの基本計画を見ると、この計画の考え方は長期総合計画とかマスタープランと連動しながらつくられてきているということなので、多分、さっきみたいななどというまちにするのかという議論をしていくときには、適宜、既にあるものに言及していただきながら実際に計画をつくっていただいたほうがいろいろな方が理解しやすいと思いました。

○事務局（長谷川みどりの施設担当部長） 今、各委員の皆様からいろいろなご意見をいただきました。

まず、池上委員から、高齢化社会に対応したトイレというお話がありました。我々は、先ほどのご説明の中でも申し上げましたけれども、利用率が極めて低いトイレが非常に多いものですから、特にその辺にターゲットを絞って対処したいという思いがあります。とは言いながら、やはり、これから高齢化社会はどんどん進行しますので、実際の場面では、公園周辺に住んでおられるような市民の皆さんの意向も十分酌みながらやっていきたいと考えております。

それから、小篠委員から、狭小公園の話とデータをきちんと整理するというお話をいただきました。小篠委員の話の中にもありましたように、狭小公園が密集しているようなエリアは大体把握しております。一方で、特に中央区がそうですけれども、公園が全くないような既成市街地がございます。特に、最近、中央区では、土地利用転換が進み、マンションがどんどんふえて、子育てのためにも公園が必要ですが、近所に公園がないという意見もたくさんいただいております。我々札幌市のまちづくり戦略ビジョンを昨年作成しましたけれども、この中でも、特に今、既成市街地で公園がないところについては、極力、新たな公園を確保していくというスタンスでおります。

あとは、三上委員のご発言にありました全庁的な話ですが、戦略ビジョンの中でも、都市縮退という全国共通の議論がありました。特に、今までは、どんどんと住宅開発が郊外に進んでいったのですけれども、これからは人口減社会を迎えて、逆に人がいなくなるエリアがどんどん出てくるかと思えます。我々も、公園施策とうまくリンクさせながら、やはり、面的にエリアをどうするかというまちづくりの観点が非常に大事だと思っています。今後、関連する部局ともいろいろ議論しながら、長寿命化計画の基本的な方針もきちんと生かしていけるようにしていきたいと思っています。

○近藤会長 ありがとうございます。

ほかにありませんか。

○椎野副会長 今回の議案の中にどのくらい反映できる余地があるのか承知していませんが、施設の長寿命化を考えた場合、冬の問題、つまり雪の搬入の問題を外せないのではないかと思います。特に、密集市街地では、自宅の中に雪を捨てるスペースがなくなって、公園に捨てざるを得ないという状況が多々あるのではないかと思います。

2年ほど前に、市内の公園五、六十カ所の現地調査をしてみた限りでは、札幌市では雪搬入ルールを町内会と締結して、遊具施設以外のところは投雪してよいという制度決めていますし、数としては非常に少ないことと、明らかにルール締結をしていない場所であるにもかかわらず、遊具が見えないぐらい高く公園に雪を捨てています。

ただ、住み手側としては、特に2年前は非常に雪の多い年でございましたので、子どもの遊び場としてほとんど機能しなくなるぐらい公園に雪を捨てざるを得ない状況があったと思います。一方で、積雪寒冷地の施設の長寿命化を考えた場合、それは遊具の維持管理に深刻な影響を及ぼすものかと思えますので、もし検討する余地があれば、雪搬入みたいなものに対する対策もぜひ盛り込んでいただければと考えます。

○近藤会長 公園の雪捨て場の利用は昔から言われていますし、公園にたくさん雪を捨て

ると遊具が傷んで長寿命化に反することになるのではないかと思います。長寿命化に絡んで、雪捨て場についての考え方も盛り込まれるものでしょうか。

○事務局（東山みどりの管理課長） 確かに、副会長がおっしゃいましたとおり、札幌市の公園では雪が捨てられていることがございます。一部、札幌市と協定を結んで、ルール化した上で雪を捨てていただいている場合もありますし、そうでない場合もあります。

長寿命化計画とのかかわりでいけば、雪で施設が破損するというのは、いつ、どの公園の、どの遊具が壊れるかを計画的に予測することができないものですから、一旦、立てた計画の中で突発的な事柄として、その時点で起きたことに対して計画の見直しを進めていく形にならざるを得ないのではないかと考えております。

また、公園への雪捨てにつきましては、これまでもルール化して遊具等を傷めないように一緒にやっていただくということを多くの町内会にお声かけしてきたところです。今後も引き続き、そういった協定を結んでいただける町内会をふやすべく、お話をしていきたいと考えているところです。

○近藤会長 遊具を傷めないような雪の捨て方が工夫できればいいですね。あるいは、これは本当に思いつきですが、冬の間、傷みそうなものは外してどこかに固めて置いておくことは可能ですか。

○椎野副会長 昔、平成4年ごろに児童公園から街区公園に切りかわりました。かつての児童公園は、三種の神器と言われたブランコ、滑り台、砂場の三つを必ずつくりなさいと義務化されていて、金太郎あめ的にどこも同じような公園ができていったことは、ある程度、必然性があります。街区公園に切りかわった時期ぐらいまでには、もうかなり多数の公園が図面を見ても、これとこれは明らかに同じだろうというものも、少なからず、ある実態の中で、各公園を個性化していく、具体的に言うと、同じエリアの中に小規模で似たようなデザインのものがあれば、ある部分は遊具を撤去し、ある部分は一つだけ遊具を置いて、個性化を図るという手法になってきます。

ですから、場合によっては、施設の撤去によるデザインの変更を含めての計画だと思いますので、どこも同じように施設を配置するのではなくて、逆に、施設の数を減らしたり置かないことによって維持管理を楽にして、どちらかといえば、そこに冬期の雪捨て場としての重きを置く、別の公園はなるべく雪を搬入しないようにするという計画の中に地区全体で雪処理をどうするかという方向性も一つ考えられるのではないかと思います。

○近藤会長 16ページにそんな図がありますけれども、事務局から何かありますか。16ページにそんなことが書いてありますね。

○事務局（東山みどりの管理課長） そうですね。

今、先行して、札幌市でも、中心地にある大きな公園をベースに、その周りに似たような小さな公園がある場合には、遊具を撤去してベンチを置くなど、小さな公園にそれぞれ機能分担して整備するというを実際に行っているケースもございます。副会長がおっしゃったように、例えば、雪捨て場に特化するとか、遊具を撤去してベンチ、休養施設に特化するとか、それは地域の皆さんのご意見をいただきながらやっていければと思ってお

りますので、次回の審議会におきましては札幌市の考え方もお示ししたいと考えております。

○上田委員 これまで、公園緑地は、どうしても都市がカバーできなかった機能を全部担わなければいけなかったというか、押しつけられてきた歴史があるように思います。やはり、これから、他の都市機能が変わっていく中で、公園機能をそういうものとのバランスで考えていく必要があるのではないかと考えています。

例えば、今、小学校がどんどん地域に開かれていったりするときに、やはり、小学校と公園の関係も考えていく必要があるのではないかと考えています。なぜかという、今の話は、どうしても公園だけのネットワークや機能分担の話になっていて、別の都市機能と公園の役割分担を問い直すような議論が欠けている可能性があります。先ほど長谷川部長からそういうお話もあったのですが、別の都市機能と公園機能の役割分担自体をもう少し考えると、今回の議論の一つの構成になると思えました。

もう一つは、先ほど公園のトイレの話もありましたけれども、公共施設だけではなくて、民間のコンビニエンスストアがこれだけの数があるのは日本の特徴だと思います。まさにこれだけトイレがあふれているのも日本の特徴だと思います。これは、かつて公園がトイレを置かなければいけなかった状況と今は違うかもしれません。公共施設の中だけの役割分担ではなくて、現在の民間の都市機能との関係性も考えると、もしかしたら、これからの公園の役割が違ってくるのかなと思えました。

○近藤会長 ありがとうございます。

長寿命化と関連づけて考えていかなければいけないところがあります。

僕も思ったのですが、トイレの維持費や建設費はわかりますか。確かにトイレがあったらいいなと思いますけれども、お金がかかったら大変だし、余り使われなかったらもったいないなという気がします。パワーポイントの20ページを見ますと、ほとんど利用されていない公園もあって、そのトイレを維持するのにお金がかかるともったいない気がします。

その辺はどうですか、大ざっぱでもいいですが、トイレの維持費や建設費がどれぐらいになるのでしょうか。

○事務局（東山みどりの管理課長） トイレの建設費は、一般的な公園トイレで1,300万円ほどかかっています。それから、維持管理費は、光熱水費あるいは清掃費で1カ所当たり年間35万円ほどかかっています。そして、888基で約3億円の費用がかかっています。

○近藤会長 お金で言ってもらいとよくわかります。

コンビニエンスストアで何か買ってトイレを使わせてもらうというのは、コンビニも助かるかもしれません。

こういう感じで、ざっくりばらんに思ったことを言っていたらいいと思います。この時間は自由に発言していただく場所ですから、何でもご発言していただきたいと思います。

○森本委員 次回の審議会に向けてぜひ示していただきたいデータを申し上げておこうと

思います。

一つ目は、昨年度までの施設状況の調査をされたということで、これまでどのような管理方法を取り、その結果としての具体的な遊具や施設の状況の態様がわかるような資料を示していただけたら判断しやすいかと思います。20年とか30年経過している公園の数がふえているという話がありましたけれども、それが具体的にどういう状況かという話はありませんでした。全く放置してきたわけではないと思いますので、小まめにこんな管理をしてきたけれども、20年、30年たってこんな状況だということがわかる資料があるとありがたいと思いました。

もう一つは、利用率とニーズの問題がありました。利用率が非常に低下している、それから、ニーズがずれているという情報がありましたが、具体的にどんな調査方法で行われ、具体的なニーズは何なのかがわかるような資料を示していただけたらありがたいと思います。

○近藤会長 ひょっとしたら、すでに市の方でつくっているかもしれませんし、新しい宿題になってしまったかもしれません。一つ目は、遊具に対する現状と、これまでどういふふうな対応をしてきたかということです。二つ目は、公園の利用率と要望を調査方法も含めて出せば出していただきたいということですが、どうですか。

○事務局（東山みどりの管理課長） これまで蓄積しているデータの中で、必要なものについて、次回、お示ししたいと思います。

○近藤会長 ありがとうございます。

ほかにありますか。

○新海委員 6割が整備後30年以上経過しているということで、先ほど、お金の話も出たのですけれども、きっと一斉に取りかえたり何なりという金銭的な計画も出てくるかと思えます。

今、トイレだけで年間3億円というグラフを見ると、全体で20億円ぐらいかかっていると思います。これが市全体の予算の中でどれぐらいを占めているのか、これから、今後、どれぐらいふえてしまうか見込んでいるのか、どれぐらいかけられるのかというところが見えれば、その中でやっていかざるを得ない部分もあるかと思えます。予算的なデータなり資料なりがあると判断しやすいと思います。

○近藤会長 市の全体の予算の中ですか。

○新海委員 これからどれだけかけていけるのかということを知りたいと思います。

○近藤会長 僕もわかりませんが、公園予算をどれだけかけていけるのかということですね。

○事務局（東山みどりの管理課長） 今、維持管理費にかかる予算は、だんだん右肩下がりで減少傾向にあります。ここ数年の傾向といたしましては、交付金の事業で公園施設の改修等ができるようになりましたので、少し回復傾向にあります。

具体的な数字につきましては、次回、お示ししたいと思います。傾向としてはそういうところで、今後は、新設よりも、再整備や既存ストックの有効活用にお金がかかってく

ると考えているところでございます。

○近藤会長 ありがとうございます。

まだ時間があるようなので、思いつかれたことを言っていたいただきたいと思いますけれども、ございませんか。

○小篠委員 先ほど上田委員がおっしゃったことの補足です。

私も同感ですが、街区公園によっては、周辺に連町の会館があったり、コミュニティ施設があったり、いわゆる他の都市施設が隣接している可能性がありますね。そうすると、その利用率は変わるだろうし、その地域のコミュニティーの中心になっている可能性もあります。どこがどういう使われ方になっていて、地域の方々にとってどういう意味を持っているのか、そういう公園の配置を見ていくと、他の都市施設との関係を見ていくとわかってくるかと思う。そして、そういう事実が配置論を考慮すべき大きなファクターに使えるのではないかと考えています。

民間の施設との関係を見ていくという話の中で、コンビニの話も出ていましたけれども、そういうこともないわけではないので、やはり、可能性をいろいろ探っていくことをしないと、基本的には今あるものを削りたくないというのが人情論だと思いますけれども、そればかりを言っていられないということがあるならば、どういう形で工夫できるのかということを考えていくことが非常に大事になってくると思います。

○近藤会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

○山田委員 諮問の内容として1、2、3という項目が出ていますが、先ほどご説明にあった4のその他のバリアフリーとか防災機能については今回は入っていないわけです。今の公園ができてきたいきさつを考えると、昭和50年代は、地域のごく至近なスペースに防災機能を持たせるということは全然考えられていなかったと思います。これは、長寿命化とマターが違ふと思いますけれども、これからは、バリアフリー機能を持たせるとか、防災のスペースになり得るということもキーワードとして考えていけたらなと私は思っております。

○近藤会長 確かに、防災とかバリアフリーは大事ですけども、それを長寿命化計画の中に組み込むことはできるのでしょうか。やはり、これはちょっと無理でしょうか。

○事務局（東山みどりの管理課長） 組み込んでいこうと考えております。バリアフリーは、現在、目標値を掲げて進めておりますので、本来であれば、予防保全型管理に当てはめて、大規模補修をして、ある時点で更新と言っているものを、バリアフリーに適していない施設については、事後保全にして、早目にバリアフリーに適合したものに切りかえていくといった考えは長寿命化計画に盛り込んでいきたいと考えております。

○近藤会長 でも、21ページのパワーポイントを見ると、これは諮問項目から外れていますね。

○事務局（東山みどりの管理課長） それについては、別の考え方で既に札幌市として方針を持って進めておりますので、今回の諮問には入れておりません。

○近藤会長 別のところでやっているということですか。

○事務局（東山みどりの管理課長） 別の方針で進めています。

○上田委員 もう一つだけ、ぜひ次回に向けてご用意いただきたいものがあります。

今回の三つの課題のうち、1番と3番は議論の方向性がすごくわかりやすいのですが、2番は具体的に何を議論するのかがわかりづらいので、そこら辺の補足をしていただきたいと思います。例えば、協議の内容を変えるという話か、単純に数をふやすとか減らすという話なのか、議論の幅がよくわからないので、次回、補足していただければと思いました。

○近藤会長 パワーポイントでは17ページ、18ページです。もし今の段階で具体的な説明ができるのだったらお願いしたいと思います。無理であれば次回でいいです。

○事務局（東山みどりの管理課長） 数の多いテニスコートをどうするかという議論になるのではないかと思います。詳細につきましては、次回の審議会で考え方をお示ししたいと考えております。

○近藤会長 ほかはどうでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○近藤会長 次回というものが多かったですけれども、初めにも説明がありましたように、データは次回に出すとおっしゃっておいりましたので、お願いしたいと思います。また、委員から新たなご要望も出てきましたので、札幌市としても、できるだけ委員の方々の希望するような資料をそろえていただければと思います。

全般的には、一律にこうだというのではなくて、その場所場所でいろいろな対応の仕方になるのではないかと思います。それは、今後の方向の中でさらに確認し合いながら進めていきたいと思います。

予定では2時間半でしたので、10分ほど短くなりましたけれども、このあたりで審議を終了させていただきたいと思います。

6. その他

○近藤会長 審議会などの場では、最後に一つということが時々あるものですから、言いたいことや聞きたいことがありましたら、時間をとりたいと思います。どうでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○近藤会長 それでは、以上で第66回札幌市緑の審議会を終了いたします。

進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしく願いいたします。

○事務局（山縣みどりの推進課長） ありがとうございます。

本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、また、熱心なご議論を大変ありがとうございました。

次回の審議会におきましては、札幌市公園施設長寿命化計画の策定に向けまして、先ほど来ご議論いただいております公園の機能分担の考え方、有料運動施設のあり方、公園トイレのあり方といった具体的な課題につきましてご審議いただきたいと存じます。

なお、開催日程につきましては、事前に調整させていただきました結果、7月30日水曜日14時から、中央区北2条西2丁目、STV北二条ビル地下1階会議室において開催いたしたいと思っております。

委員の皆様には、別途、ご連絡を差し上げますが、皆様におかれましては、何とぞご出席をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

7. 閉 会

○事務局（山縣みどりの推進課長） 本日は、以上で終了させていただきます。

まことにありがとうございました。

以 上